

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現行	
別表		別表	
1 区長の附属機関		1 区長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
墨田区指定管理者選 定委員会	〔略〕	墨田区指定管理者選 定委員会	〔略〕
すみだ食育推進会議		すみだ食育推進会議	
墨田区がん対策推進 会議	<u>がん対策の総合的な 推進に係る検討に関 すること。</u>	〔新設〕	
墨田区予防接種健康 被害調査委員会	〔略〕	墨田区予防接種健康 被害調査委員会	〔略〕
すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議	〔略〕	すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議	〔略〕
2 〔略〕		2 〔略〕	

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。